大和高田市 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

令和6(2024)年3月

大和高田市

目次

第十	草 計画策定にあたって	. 1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	障害福祉施策をめぐる動き	1
3.	計画の位置づけと計画期間	3
4.	障害のある人の定義	4
笙2	章 障害のある人を取り巻く状況	5
	- 1年日の9000000000000000000000000000000000000	
	で記述している。 障害者手帳所持者数の状況	
	身体障害者手帳所持者の状況	
	療育手帳所持者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	
	サービス利用者の状況	
	障害児の就学状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	調査結果について	
第3	章 計画の概要	22
	基本理念	
2.	障害者総合支援法に基づくサービス体系	23
第4章	章 基本指針に基づく目標値	24
1.	成果目標について	24
	成果目標に対する目標値	
笋5	章 障害福祉サービスの見込みと確保策	21
	ま問系サービス	
	日中活動系サービス	
	居住系サービス	
	相談支援	
	発達障害児者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
О.	精神障害に対する支援体制	39

7.	相談支援体制の充実・強化のための取組	42
8.	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	43
9.	地域生活支援事業	45
第6章	章 障害児支援の見込みと確保策	55
1.	障害児通所支援、障害児相談支援等	55
2.	子ども・子育て支援	57
第7章	章 計画の推進	58
1.	計画の推進体制	58
2.	計画の進捗管理と評価	59
参考	資料	60
1.	大和高田市障害者福祉基本計画等意見交換会設置要綱	60
2.	大和高田市障害者計画策定委員名簿	62
3.	策定の経緯	63

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、「障害者基本法」の目的である、障害の有無によって分け隔てられることなく、 障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすこと ができる地域共生社会の実現に向けて、障害者支援に関する制度や施策が進められています。

近年、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化が進むなかで、障害福祉サービス等に対するニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められます。

本市では、令和3(2021)年3月に、「障害者基本法」に基づき、本市の障害福祉施策全体の方向性を示した「大和高田市障害者福祉基本計画」と、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「大和高田市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策を展開してきました。

このたび、上記計画のうち「大和高田市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5(2023)年度で終了することから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6(2024)年度を初年度とする「大和高田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 障害福祉施策をめぐる動き

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)は、障害者総合支援法第87条第 | 項及び児童福祉法第33条の | 9の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されたものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が策定するものです。令和5(2023)年5月に国が示した基本指針の主な内容は、次の通りとなります。

基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの 実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサ ービス提供体制の整備

I

- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦障害者の社会参加を支える取組定着

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障害者等に対する支援
- ④協議会の活性化

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

《関連法の制定・改正》

年	内容
令和2 (2020) 年	・改正障害者雇用促進法の施行・改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行
令和3(2021)年	・障害者差別解消法の改正 ・災害対策基本法の改正 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
令和4(2022)年	 ・改正障害者差別解消法の施行 ・障害者雇用促進法の改正 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定 ・児童福祉法の改正 ・障害者総合支援法の改正

3. 計画の位置づけと計画期間

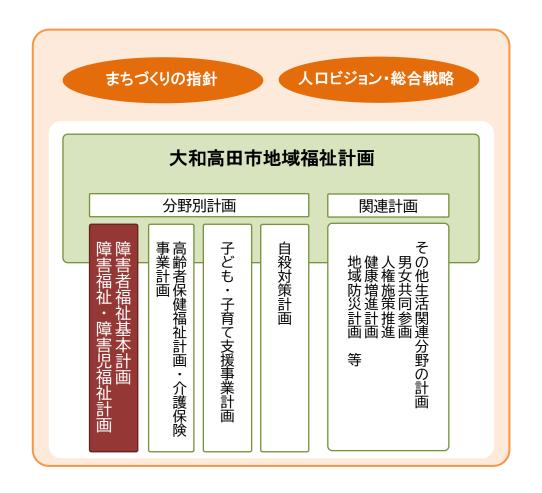
○ 障害福祉計画【3か年計画】

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第 | 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 障害児福祉計画【3か年計画】

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。



4. 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障害のある人にかかわる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1. 人口の推移

市の総人口は減少が続き、令和5(2023)年現在62,845人となっています。

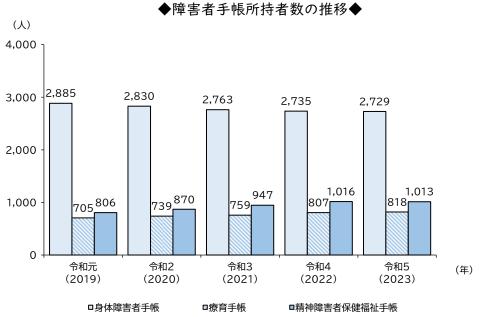
高齢者(65歳以上)人口は増加傾向が続いていましたが、令和5(2023)年には減少に 転じています。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆ (人) (%) 100,000 32.2 35.0 31.9 31.5 30.8 30.3 30.0 80,000 25.0 _____65歳以上 65,205 64,580 63,781 63,298 62,845 60,000 20.0 19,748 19,913 20,083 20,217 20,209 15~64歳 15.0 40,000 10.0 ____0~14歳 39,073 38,412 37,580 37,104 36,794 20,000 5.0 一高齢化率 6,255 6,384 6,118 5,977 5,842 0 令和元 令和2 令和3 令和4 令和5 (年) (2020)(2019)(2021)(2022)(2023)

資料:住民基本台帳(各年 | 月 | 日現在)

2. 障害者手帳所持者数の状況

各手帳数の推移について、身体障害者手帳は減少から横ばいで推移していますが、療育手 帳・精神障害者保健福祉手帳は増加しています。

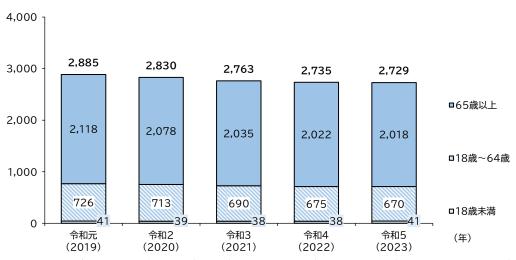


資料:大和高田市(各年度3月31日現在、令和5年度のみ8月31日現在)

3. 身体障害者手帳所持者の状況

(1)年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

高齢者(65 歳以上)が全体の約4分の3を占めており、18 歳未満はわずかとなっています。 (人)



資料:大和高田市(各年度3月31日現在、令和5年度のみ8月31日現在)

(2) 障害部位でみる身体障害者手帳所持者数

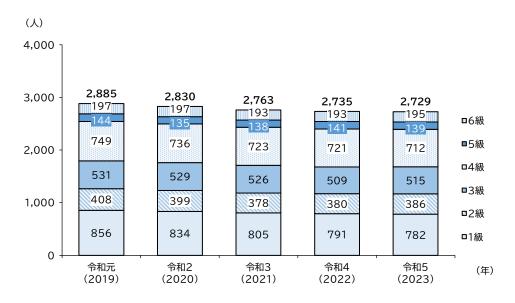
障害部位別の推移を見ると、「内部」は増加傾向にあり「肢体不自由」と「視覚」は減少傾向にありますが、その他は概ね横ばいで推移しています。



資料:大和高田市(各年度3月3|日現在、令和5年度のみ8月3|日現在)

(3) 障害程度でみる身体障害者手帳所持者数

障害程度の推移を見ると、「 I 級」は令和5(2023)年現在782人となっており、令和元(2019)年の856人から74人減少しています。

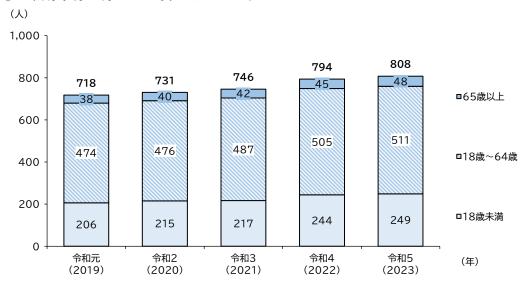


資料:大和高田市(各年度3月31日現在、令和5年度のみ8月31日現在)

4. 療育手帳所持者の状況

(1)年齢階層でみる療育手帳所持者数

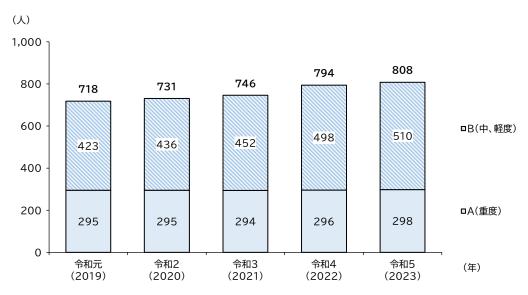
18~64歳の割合が全体の約6割を占めていますが、18歳未満も約3割を占めているため、 早期発見・早期療育に努める必要があります。



資料:大和高田市(各年度3月31日現在、令和5年度のみ8月31日現在)

(2) 障害程度でみる療育手帳所持者数

障害程度別の推移を見ると、いずれの判定も増加しています。

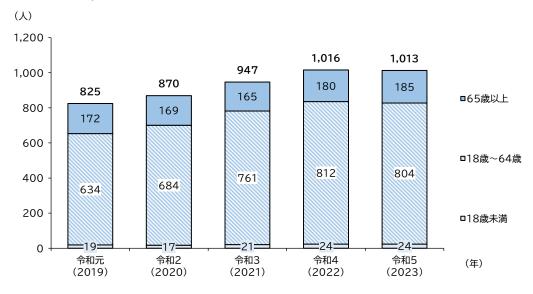


資料:大和高田市(各年度3月31日現在、令和5年度のみ8月31日現在)

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1)年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

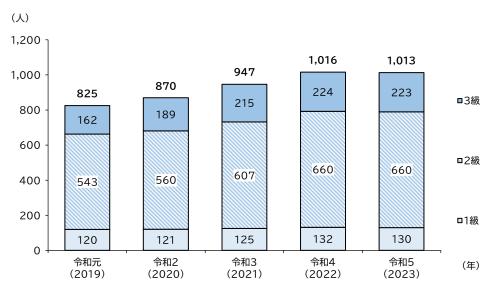
いずれの年齢層も増加傾向となっており、18歳~64歳は令和4(2022)年以降に800人を上回っています。



資料:大和高田市(各年度3月31日現在、令和5年度のみ8月31日現在)

(2) 障害程度でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和元(2019)年から令和4(2022)年にかけては、いずれの障害程度も増加で推移しています。



資料:大和高田市(各年度3月31日現在、令和5年度のみ8月31日現在)

6. サービス利用者の状況

(1) 障害支援区分の認定状況

障害者総合支法の障害支援区分は、区分 I ~ 6 となっています。令和 5 (2023) 年 4 月 I 日現在の認定者は 489 人です。

		単位	実績		
障害支	障害支援区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
低い	1	人	3	0	0
1	2	人	31	40	40
- 支援の	3	人	95	103	111
必要度	4	人	106	118	122
	5	人	83	90	88
高い	6	人	127	127	128
合	計	人	445	478	489

各年度4月1日現在

(2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービス支給決定者数は、令和5(2023)年4月1日現在800人です。

		実績		
項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者	人	704	756	800

各年度4月1日現在

(3) 地域生活支援事業支給決定者

地域生活支援事業支給決定者数は、令和5(2023)年4月1日現在293人です。

		実績		
項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者	人	269	283	293

各年度4月|日現在

7. 障害児の就学状況

特別支援学校への就学状況は、小学部が 20 人、中学部が 16 人となっています。また、特別支援学級は小学校 44 学級で 225 人、中学校 11 学級で 52 人となっています。小学校での特別支援学級児童数は、令和 2(2020)年時点の 167 人から大幅に増加しています。

■特別支援学校への就学状況

	小学部	中学部
特別支援学校への就学状況	20人	16人

令和5年9月10日現在

■特別支援学級への入級状況

		小学校	中学校	計
特別支援学級	学級数	44 学級	学級	55 学級
1寸分又及子放	児童・生徒数	225 人	52 人	277 人

令和5年9月10日現在

8. 調査結果について

本計画策定の基礎資料とするため、自立支援給付のうち「行動援護」サービス利用者に調査を実施しました。

■調 査 対 象 自立支援給付のうち「行動援護」サービス利用者

■ 調査対象者数 63人

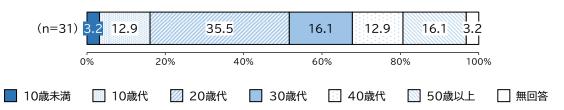
■ 調 査 方 法 郵送による調査票の配布・回収

■調査期間 令和5年10月6日~10月23日

■回 収 数 31人

(1)年齢

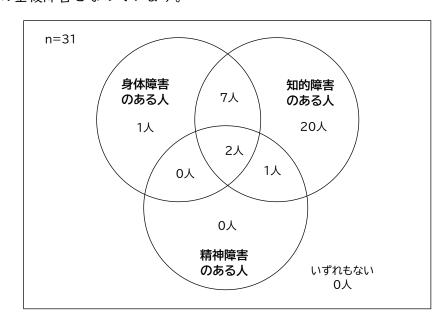
「20歳代」が35.5%(II人)で最も高く、次いで「30歳代」と「50歳以上」がともに16.1%(5人)、「10歳代」と「40歳代」がともに12.9%(4人)となっています。



(2) 障害の状況について

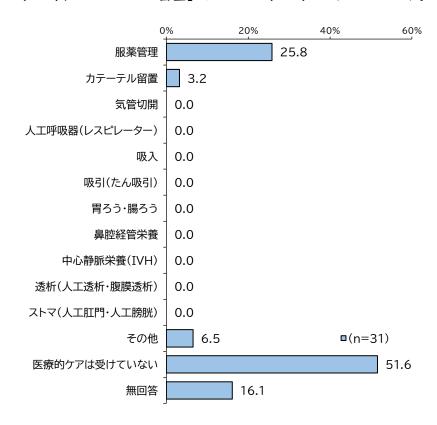
① 手帳の所持状況

回答者 3 I 人中、知的障害のある人が 30 人となっており、うち I 0 人は身体障害または精神障害との重複障害となっています。



② 現在受けている医療ケア

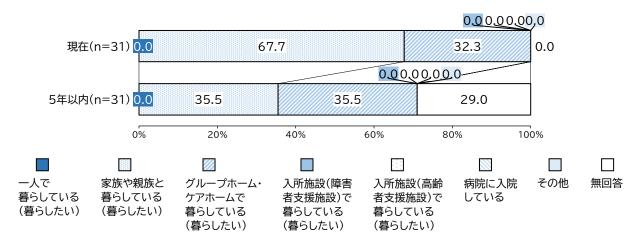
「医療的ケアは受けていない」が 51.6% (16 人) で最も高く、受けているなかでは「服薬管理」が 25.8% (8 人)、「カテーテル留置」が 3.2% (1 人) となっています。



(3) 暮らしについて

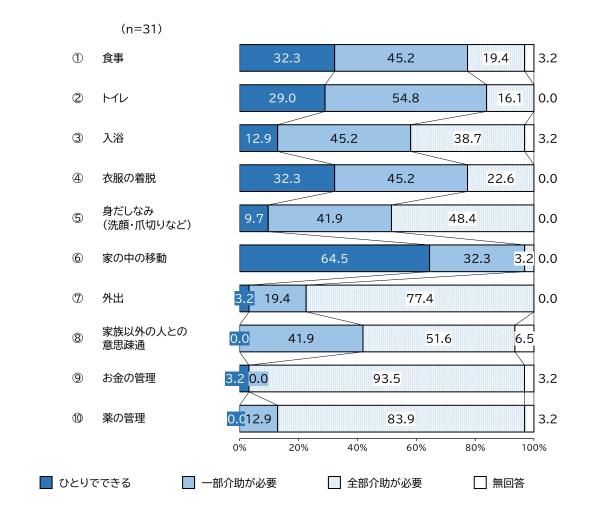
① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在の暮らし方は、「家族や親族と暮らしている」が 67.7% (21 人) で最も高く、次いで「グループホーム・ケアホームで暮らしている」が 32.3% (10 人) となっています。 5年以内に暮らしたいと思う場所は、「家族や親族と暮らしたい」と「グループホーム・ケアホームで暮らしたい」がともに 35.5% (11 人) となっています。



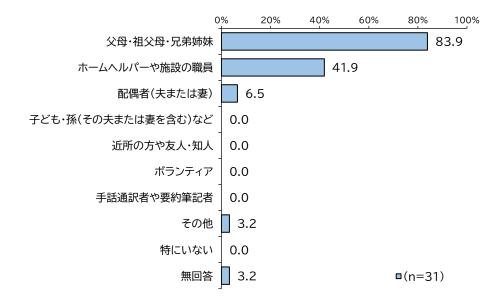
② 日常生活における介助の必要性

日常生活動作において「ひとりでできる」の割合は、⑥家の中の移動で 64.5% (20 人)、①食事、②トイレ、④衣服の着脱で約3割(9、10人)、③入浴、⑤身だしなみ(洗顔・爪切りなど)で約1割(3、4人)、⑦外出、⑧家族以外の人との意思疎通、⑨お金の管理、⑩薬の管理で5%未満(0、1人)となっています。



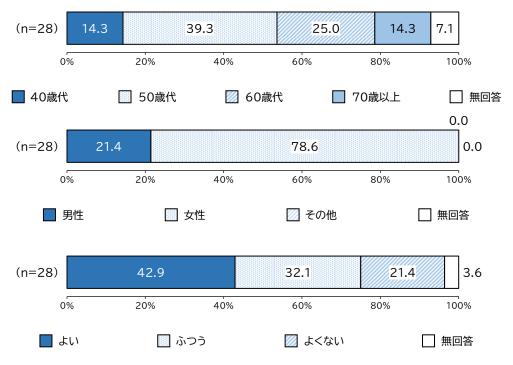
③ 介助者との関係

日常の介助者は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が83.9%(26人)で最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が41.9%(13人)、「配偶者(夫または妻)」が6.5%(2人)となっています。



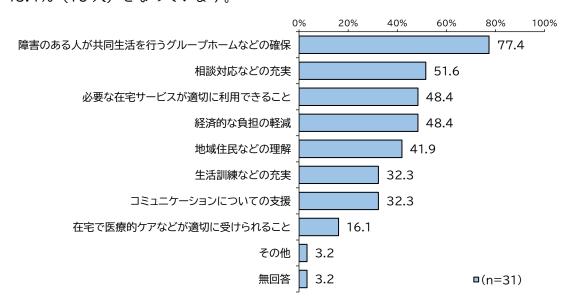
④ 介助者の状況

介助者の年齢は、「50歳代」が39.3%(II人)で最も高く、次いで「60歳代」が25.0%(7人)、「40歳代」と「70歳以上」がともに14.3%(4人)となっています。 性別は、「女性」が78.6%(22人)で、「男性」が21.4%(6人)となっています。 介助者の健康状態は、「よい」が42.9%(I2人)で最も高く、次いで「ふつう」が32.1%(9人)、「よくない」が21.4%(6人)となっています。



⑤ 地域で生活するために必要な支援

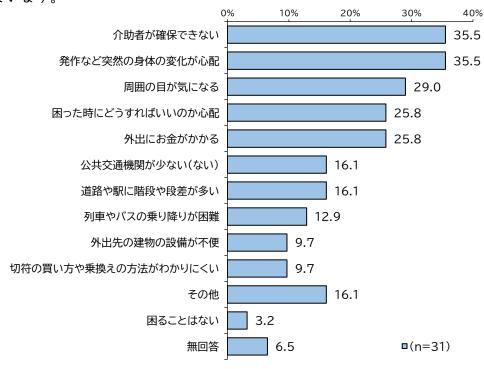
地域で生活するために必要な支援では、「障害のある人が共同生活を行うグループホームなどの確保」が 77.4%(24 人)で最も高く、次いで「相談対応などの充実」が 51.6%(16人)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「経済的な負担の軽減」がともに 48.4%(15 人)となっています。



(4) 日中活動について

① 外出したときに困ること

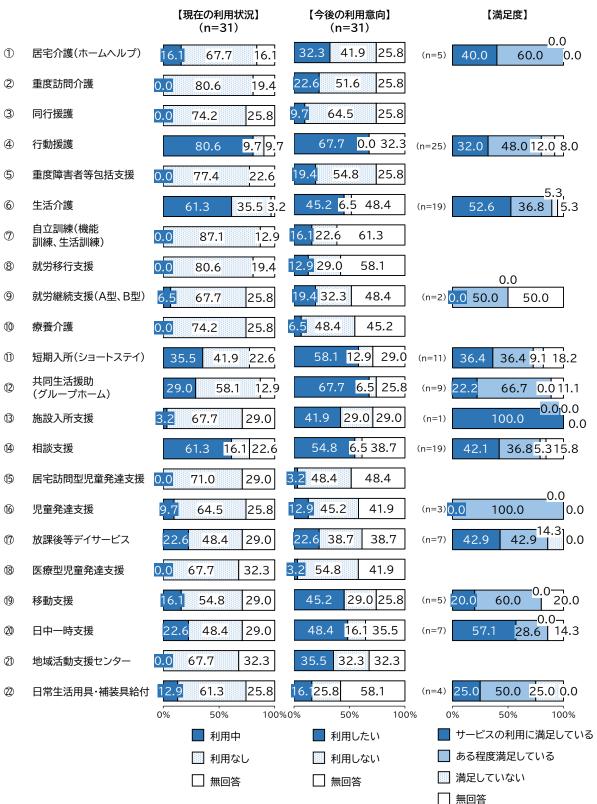
外出時に困ることでは、「介助者が確保できない」と「発作など突然の身体の変化が心配」がともに 35.5% (II人) で最も高く、次いで「周囲の目が気になる」が 29.0% (9人)、「困った時にどうすればいいのか心配」と「外出にお金がかかる」がともに 25.8% (8人)となっています。



(5) 障害福祉サービスなどの利用について

① 障害福祉サービス等の利用状況

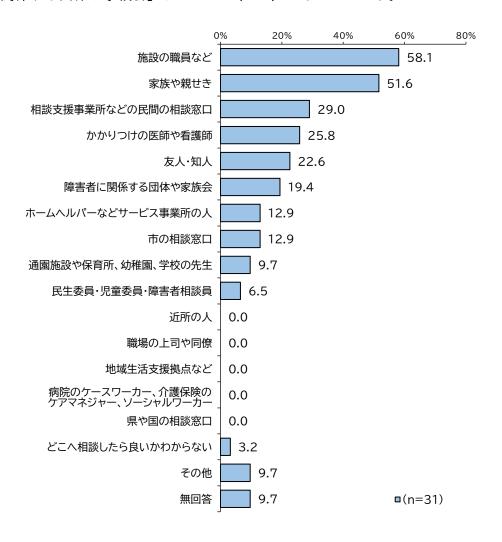
利用割合の高いサービスは、④行動援護で 80.6% (25 人)、⑥生活介護と⑭相談支援で 61.3% (19 人)、⑪短期入所(ショートステイ)で 35.5% (11 人)となっています。 今後の利用意向が高いサービスは、④行動援護と⑫共同生活援助(グループホーム)で 67.7% (21 人)、⑪短期入所(ショートステイ)で 58.1% (18 人)となっています。



(6) 相談相手や情報源について

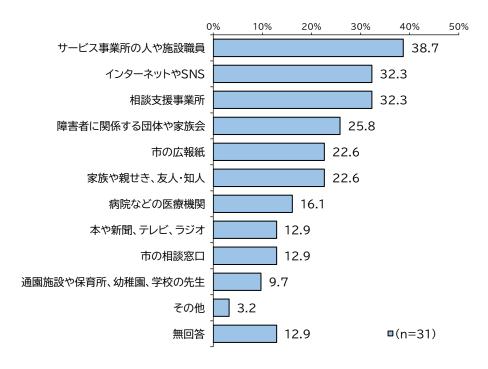
① 悩みや困ったことの相談相手

悩みや困ったことの相談相手は、「施設の職員など」が 58.1% (18 人) で最も高く、次いで「家族や親せき」が 51.6% (16 人)、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」が 29.0% (9 人)、「かかりつけの医師や看護師」が 25.8% (8 人)、「友人・知人」が 22.6% (7 人)、「障害者に関係する団体や家族会」が 19.4% (6 人) となっています。



② 障害や福祉サービス等の情報の入手先

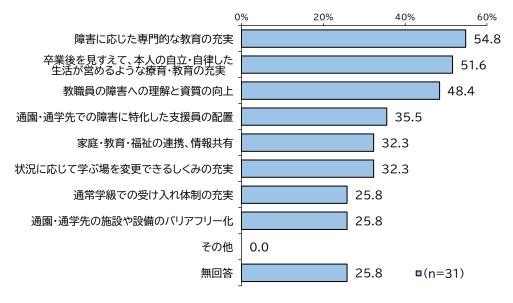
情報の入手先は、「サービス事業所の人や施設職員」が38.7%(12人)で最も高く、次いで「インターネットやSNS」と「相談支援事業所」がともに32.3%(10人)となっています。



(7)療育(発達支援)や教育について

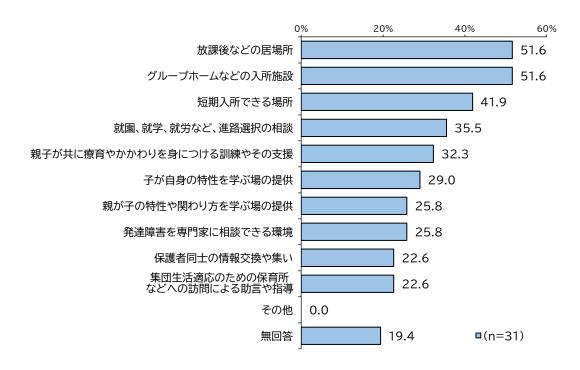
① 療育や教育について充実してほしいこと

療育や教育について充実してほしいことは、「障害に応じた専門的な教育の充実」が54.8%(I7人)で最も高く、次いで「卒業後を見すえて、本人の自立・自律した生活が営めるような療育・教育の充実」が51.6%(I6人)、「教職員の障害への理解と資質の向上」が48.4%(I5人)となっています。



② 障害のある子どもへあれば良い支援

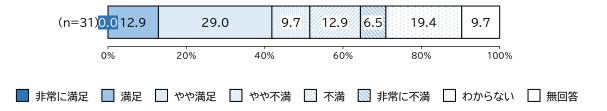
あれば良いと思う支援では、「放課後などの居場所」と「グループホームなどの入所施設」がともに51.6%(16人)で最も高く、次いで「短期入所できる場所」が41.9%(13人)、「就園、就学、就労など、進路選択の相談」が35.5%(11人)、「親子が共に療育やかかわりを身につける訓練やその支援」が32.3%(10人)となっています。



(8) 市の施策について

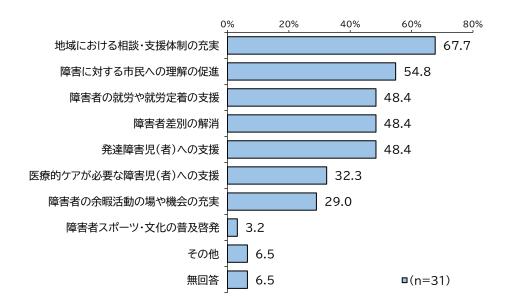
① 市の障害福祉の取組についての満足度

市の障害福祉の取組への満足度は、「やや満足」が 29.0%(9 人)で最も高く、次いで「わからない」が 19.4%(6 人)、「満足」と「不満」がともに 12.9%(4 人)、「やや不満」が 9.7%(3 人)、「非常に不満」が 6.5%(2 人)となっています。



② 障害福祉に関して優先すべき市の施策

市が優先的に取り組むべき施策では、「地域における相談・支援体制の充実」が 67.7% (21人)で最も高く、次いで「障害に対する市民への理解の促進」が 54.8% (17人)、「障害者の就労や就労定着の支援」、「障害者差別の解消」、「発達障害児(者)への支援」がいずれも 48.4% (15人)となっています。



第3章 計画の概要

1. 基本理念

本計画では、令和3(2021)年3月に策定した「大和高田市障害者福祉基本計画」の基本 理念を踏襲します。

◆本計画の基本理念

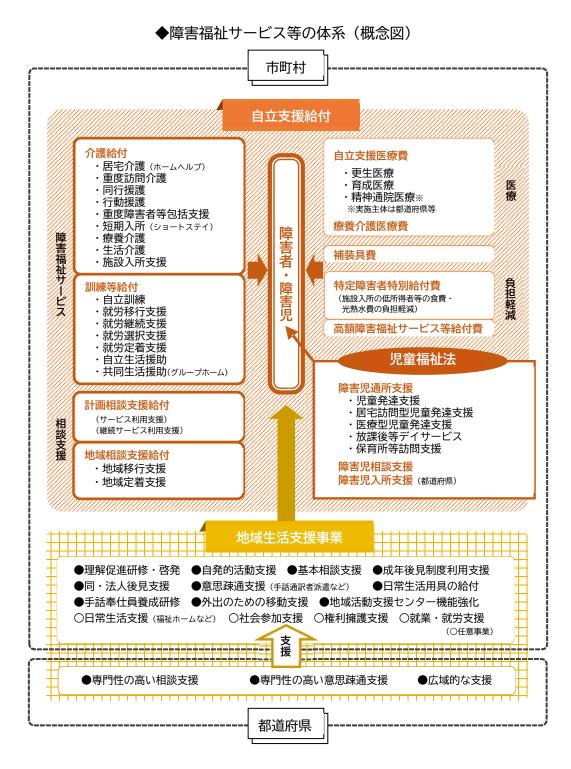
ともに認め合い、助け合い、支え合う 誰もがいきいきと暮らせるまち 大和高田

本計画の上位画である地域福祉計画において、「助け合い、支え合う 笑顔あふれる福祉をめざして ~いつまでも住み続けられるまち 大和高田~」を基本理念に掲げて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

本計画では、上位計画がめざす方向性を意識しつつ、これまでの基本理念に地域共生社会を意識した表現を加えた「大和高田市障害者福祉基本計画」の基本理念を踏襲して、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らし続けられるために、障害の有無によって分隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域共生社会の実現をめざします。

2.障害者総合支援法に基づくサービス体系

「障害福祉サービス等」は、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分けられています。また、「障害福祉サービス」は、介護支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用のプロセスが異なります。



23

第4章 基本指針に基づく目標値

1. 成果目標について

国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
	令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数
(Ⅰ)施設入所者の地域生活	の6%以上を地域生活へ移行
への移行	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点
	と比べて5%以上削減
	令和8年度末までに、地域生活支援拠点等にコーディネ
	ーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福
	祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク
(2)地域生活支援拠点等の充実	等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構
	築を進め、年 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況
	を検証・検討
	令和8年度末までに、強度行動障害者に関して支援ニー
	ズを把握し、支援体制を整備
	令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を
	令和3年度実績の .28 倍以上 (移行支援事業: .3 倍
	以上、就労A型:概ね .29 倍以上、就労B型:概ね .28
	倍以上)
(3)福祉施設から一般就労への	令和8年度中に就労移行支援事業利用終了者に占める
移行等	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が5
	割以上
	令和8年度中に就労定着支援事業の利用者数を令和3
	年度末実績の 1.41 倍以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業がなるよの25割以上
	業所が全体の 2.5 割以上
	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村 又は各圏域に少なくとも か所以上設置
	文は谷圏域にダなくとも「が別以上設直 令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容の
	マれる午度末まくに障害児の地域社会への参加・己谷の (インクルージョン)推進体制を構築
	(イングルーション)推進体制を構築 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児
	マ州の平度末まくに、主に重症へ牙障舌光を叉抜りる先 童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を
(4)障害児支援の提供体制の整備等 - -	
	各市町村又は各圏域に少なくとも か所以上設置 令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教
	ぞれる平度末まくに、休健、医療、障舌偏位、休育、教 育等の関係機関が連携を図るための協議の場を活性化
	ぞ和る年度末ました、府、合圏域及び合中町村において、 医療的ケア児等に関するコーディネーターを福祉関係、
	医療的グア元寺に関するコーティネーターを備祉関係、 医療関係各 名以上配置
	区/

項目	国の基準
(5)相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、基幹 相談支援センターを設置 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス 基盤の開発・改善等
(6)障害福祉サービス等の質を向上 させるための取組に係る体制の 構築	令和8年度末までに、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くす取組や適正な運営を行っている事業所を確保する取組等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

2. 成果目標に対する目標値

障害者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8(2026)年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

令和8 (2026) 年度末までに令和4 (2022) 年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行するとともに、令和8 (2026) 年度末時点の施設入所者数を令和4 (2022) 年度末時点と比べて5%以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障害者で、家族も高齢化していることから 地域移行の実現は厳しい見通しですが、自立支援協議会や関係機関等と連携して地域移行に 向けた支援に努めます。

項目	令和8年度(目標値)	
地域生活への移行者数	5人	
施設入所者数の削減見込	4人	

(2) 地域生活支援拠点等の充実

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和8(2026)年度末までに、地域生活支援拠点等にコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 I 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討していきます。

中和地区3市 | 町障害者自立支援協議会(以下、3市 | 町自立支援協議会という。)を中心に検討を重ねてきましたが、より市民が利用のしやすい仕組みを構築するために検討していきます。

項目	令和8年度(目標値)
地域生活支援拠点等	Ⅰ か所
年I回以上運用状況を検証・検討	回

② 強度行動障害者に関する支援体制の整備

国の基本指針では、令和8(2026)年度末までに各市町村又は圏域における、強度行動障

害を有する障害者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制 を整備することを基本としています。

本市においては、国の基本指針通り、令和8(2026)年度までに強度行動障害を有する者 やその家族のニーズの把握した上で、地域での支援体制の充実を目標に設定します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

令和8(2026)年度中に福祉施設から一般就労に移行する者が令和3(2021)年度実績の 1.28 倍以上(移行支援事業 1.31 倍以上、就労A型概ね 1.29 倍以上、就労B型概ね 1.28 倍以上)とする成果目標として、次の人数を設定します。

項目		令和3年度(現状値)	令和8年度(目標値)	
	移行支援事業	3人	4人	
年間一般就労 移行者数	就労A型	5人	6人	
1213 11200	就労B型	4人	5人	

② 就労移行率

令和8(2026)年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8(2026)年度における就労定着支援事業の利用者数が令和3(2021)年度末の1.41倍となるよう、次の人数を設定します。

項目	令和8年度(目標値)
就労定着支援事業の利用者数	9人

④ 就労定着率

就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が全体の2.5割以上とする成果目標については、令和5(2023)年12月1日時点での就労定着支援事業所は市内にありません。障害者の就労定着の支援を充実していくために、市内に就労定着支援を行う事業所の設置に努めます。

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置については、3市 I 町自立支援協議会で協議を行いながら、 実情に沿った支援体制の充実に努めます。

項目	現状値	令和8年度(目標値)	
児童発達支援センター	0 か所	Ⅰ か所	

② 保育所等訪問支援の充実

市内に3か所ある保育所等訪問支援を実施する障害児通所施設と連携して、障害児の地域 社会の参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めます。

項目	現状値	令和8年度(目標値)	
保育所等訪問支援実施体制の充実	実施	実施	

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所が I か所確保されており、引き続き支援の充実に努めます。

項目	現状値	令和8年度(目標値)	
主に重症心身障害児を支援する児童発達 支援事業所数	Ⅰ か所	Ⅰ か所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所数	Ⅰ か所	Ⅰ か所	

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、本市では、これまで3市 | 町自立支援協議会において一部協議を重ねてきました。今後は、3市 | 町自立支援協議会での協議を維持しつつ、市独自の協議の場の設置検討を含め、関係機関の連携を強化できるように努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置では、福祉関係、医療関係それぞれ | 人を配置することが基本とされています。本計画終了時点までには各 | 人を配置することに努めます。

項目	現状値	令和8年度(目標値)	
医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置	Ⅰ か所	Ⅰ か所	
医療的ケア児等に関するコーディネー ターを配置	0人	1人	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8(2026)年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の 強化及び関係機関等の緊密な連携を図る役割を担う基幹相談支援センターを設置することを 基本とされています。

令和6(2024)年 I 月より相談支援事業の委託先を I か所増やし、総合的・専門的な相談 支援の実施に向けて取り組みます。また、3市 I 町自立支援協議会と連携しつつ、地域の実 情を勘案して、その機能の拡充、充実に努め、さらに属性にとらわれない包括的な支援体制 の整備を推進します。

項目	現状値	令和8年度(目標値)	
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	
地域の相談支援体制の強化	未実施	実施	

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加や自立支援審査 支払等システム等を活用した請求の過誤を無くすための取組など、障害福祉サービス等の質 を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

報酬の審査体制の強化並びに適正な指導監査等を実施するために、市職員の研修を充実するとともに各サービス事業所に対する研修及び制度に関する情報提供などの支援を行います。

項目	現状値	令和8年度(目標値)	
障害福祉サービス等の質を向上させる ための取組に係る体制の構築	実施	実施	

第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

1. 訪問系サービス

区分	内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、 調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全 般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、居宅での入浴・排せつ・ 食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、外出時の移動の 介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある方に、外出時における視覚的情報の提供(代筆・代 読含む)や移動の援護等の外出時の援助を行います。
行動援護	行動障害があり、常に介護を必要とする方に、行動の際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の障害者が行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする意思疎通が困難な方に、個別支援計画に基づき、必要な複数の障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供 します。

■実績と見込み量

		実績		見込み			
区分	区分单位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	147	164	154	159	165	170
古七介護 	時間/月	3,216	3,262	3,176	3,303	3,452	3,583
重度訪問介護	人/月	3	3	4	4	4	4
	時間/月	622	600	748	775	801	828
同行援護	人/月	22	21	21	22	23	23
P11	時間/月	282	307	339	355	371	371
行動援護	人/月	51	51	50	54	57	61
1] 划饭砖	時間/月	846	908	1,007	1,058	1,086	1,129
重度障害者等	人/月	0	0	0	0	0	0
包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

訪問系サービスのうち、同行援護、行動援護が増加傾向にあり、今後も利用者が増加することを見込んでいます。また居宅介護は、令和5(2023)年度実績がやや低下していますが、これまで増加傾向にあることから、今後も増加を見込んでいます。

専門的知識や技術が必要な重度障害者の支援を行うための研修や資格取得支援などを計画して、人材育成と人材確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

区分	内 容
生活介護	常に介護を必要とする方に、障害者支援施設やその他の施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援や、創作的活動や 生産活動等の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障害のある方、難病の方等に対して、障害者支援施設や事業所 または居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリ テーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障害のある方または精神障害のある方等に対して、障害者支援施設や事業所居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する方に、一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援A型	一般就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就 労への移行に向けて必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援B型	一般就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供する(雇用契約は結ばない)とともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けて必要な訓練等の支援を行います。
就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を行います。 ※令和7(2025)年 10 月 日施行予定
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した方の就労の継続を図る ため、就労先の企業等と必要な連絡調整のほか、雇用に伴い生じ る日常生活を営む上での相談、指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療が必要な常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所(福祉型、医療型)	在宅の障害児者を介護する方が病気の場合等に、障害者が施設に短 期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

■実績と見込み量

			実績			見込み	
区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	220	230	226	231	236	241
土冶기設	人日/月	4,100	4,275	4,386	4,472	4,558	4,644
自立訓練	人/月	3	4	4	5	5	5
(機能訓練)	人日/月	46	22	62	92	97	97
自立訓練	人/月	13	9	8	9	9	9
(生活訓練)	人日/月	109	77	105	126	135	143
盐兴 24 生长	人/月	23	17	16	17	18	19
就労移行支援	人日/月	160	185	142	117	120	126
4. 光冬水往十坪 4. 刑	人/月	121	129	121	130	140	149
就労継続支援A型	人日/月	1,710	1,853	1,955	1,993	2,030	2,036
就労継続支援B型	人/月	226	249	248	273	298	310
机力松杭又拔 D 空	人日/月	2,840	3,029	3,509	3,782	4,040	4,111
就労選択支援	人	-	-	-	-	15	30
就労定着支援	人/月	4	8	7	9	9	9
療養介護	人/月	13	14	14	14	14	14
短期入所(福祉型)	人/月	57	61	60	65	70	75
短朔へ川(価値型)	人日/月	253	304	341	375	412	436

■見込み量の確保策

生活介護については、今後も障害のある人の日中活動の場として、必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、療養介護、短期入所については、広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応できるようにするとともに、多様な事業者の参入を促進します。

また、就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)については、3市 I 町自立支援協議会と連携しつつ、ハローワーク、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの構築を図り、一般就労への移行促進を図ります。また、就労移行した人については、安定した就労を継続して築いていけるよう引き続き支援を行います。新たに開始される就労選択支援については、国や県の動向も把握しながら、事業の主旨にそったサービスが必要な人に提供されるよう努めます。

療養介護は長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害者であり、主として大規模な 医療機関が実施主体であり既存施設の利用が中心となるため、事業を実施する医療機関と の連携により、適切なサービスの提供に努めます。

短期入所(ショートステイ)については、サービス提供体制の充実を図ります。

3. 居住系サービス

区分	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者等が自宅で自立した日常生活を営むため、 I 年間、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行いま す。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害児者に対し、入浴、排せつ、食事の 介護等の支援を行います。

■実績と見込み量

			実績		見込み			
区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	_	
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	88	95	99	110	120	124	
施設入所支援	人/月	83	79	83	83	84	84	

■見込み量の確保策

自立生活援助は、平成 30 (2018) 年4月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていないことから、引き続き、各事業所に対して提供体制の整備を促します。

共同生活援助 (グループホーム) については、広域的な連携を図りながら、地域での生活 の場の確保に努めます。

また、施設入所支援については、支援を必要とする人の利用意向に対応できるよう、事業所における入所状況等の情報収集や利用者への情報提供を行います。

4. 相談支援

区分	内容
計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や 助言等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方または精神科病院に入院している方 等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方 に、住居の確保や相談等の必要な支援を行います。
地域定着支援	自宅に一人で生活している障害者の方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

■実績と見込み量

区分			実績		見込み			
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
計画相談支援	人/月	120	125	126	136	146	156	
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1	
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	I	

■見込み量の確保策

市内の一般相談支援事業所と特定相談支援事業所間の連携を強化するため、定期的な連絡会を実施し、全体として効果的なサービス提供が行われるよう利用計画の作成支援に努めます。

5. 発達障害児者等に対する支援

奈良県では令和元(2019)年度より発達障害児者等に対する支援方針として『より身近な地域での支援を充実させるための支援体制の整備』に取り組んでいます。具体的には、お住まいの市町村担当課が一次相談窓口となり、必要な方には専門支援機関である発達障害者支援センターでいあーと連携して、より専門的な相談支援が行えるようになっています。

本市では、社会福祉課障害福祉係が担当窓口となり、随時相談を受付けしています。また、 定期的に発達障害者支援センターでいあーより専門職員を招き、市役所内で巡回相談会を行っています。

(1) 一次相談窓口の相談者数と巡回相談の実施回数

■実績と見込み量

			実績		見込み			
区分	単位	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8年度	
相談者数	人	5	4	5	5	5	5	
巡回相談	回	2	2	2	2	2	2	

■見込み量の確保策

相談窓口の周知や整備を行うことにより、支援が必要な方がより利用しやすい体制づくりに努めます。また、巡回相談を定期的に実施することにより、支援の充実及び発達障害者に対する理解の促進に努めるとともに、支援を必要としている人が相談につながるよう周知を進めます。

(2)ペアレントメンターの養成とピアサポート活動

■実績と見込み量

			実績			見込み	
区分	単位	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントメンターの 人数	人	I	1	I	I	I	I
ピアサポート活動への 参加人数	人	I	0	0	0	0	I

■見込み量の確保策

ペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。奈良県では発達障害者支援センターでいあーが事務局としてペアレントメンターの養成・派遣事業を行っています。また、ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、奈良県では各発達障害者当事者の会が同様の活動を行っています。

本市では、保護者が孤立せずに支えあえる地域を実現するため、希望者が事業や活動についての情報を得て、利用や参加につながることができるよう広報及び周知に努めます。

6. 精神障害に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障害者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援 体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能 障害やアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障害にも 対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区	分	内容
	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の 一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健・医療・福 祉関係者によ る連携体制の 強化	協議の場への 関係者の参加 者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場にお ける目標設定 及び評価の実 施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障害者の地	域移行支援	現在利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入 院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者 の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の地	域定着支援	現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の共同生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の自	立生活援助	現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(1)保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

① 協議の場の開催回数

■実績と見込み量

_ ,			実績			見込み	
区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
協議の場の開催	回	0	0	4	4	4	4

■見込み量の確保策

本市では、中和保健所、福祉関係者による協議の場を開催し、保健・医療・福祉の連携を 強化するとともに、各分野で途切れない支援体制の構築をめざします。

② 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込み量

区分				実績			見込み	
		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
保健関係者	<u>-</u>	人	0	0	1	1	1	1
医療機関	精神科	人	0	0	0	0	0	1
	精神科以外	人	0	0	0	0	0	0
福祉関係者	Ť	人	0	0	2	3	3	3
介護関係者		人	0	0	0	0	0	0
当事者及び	ぶ族等	人	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

本市では、中和保健所や福祉関係者との協議の場を継続しつつ、検討課題に応じた参加 者の確保に努めます。

③ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み量

			実績			見込み	
区分	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
目標設定及び評価の 実施回数	回	0	0	1	1	1	1

■見込み量の確保策

本市では、中和保健所や3市I町自立支援協議会とも連携しながら、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。年I回以上の目標設定及び評価を実施します。

(2)精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

■実績と見込み量

			実績見込み				
区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
精神障害者の地域移行 支援(利用者数)	人	0	2	1	I	ı	I
精神障害者の地域定着 支援(利用者数)	人	0	0	0	0	0	I
精神障害者の共同生活 援助(利用者数)	人	20	23	34	38	40	42
精神障害者の自立生活 援助(利用者数)	人	0	0	0	0	0	1

■見込み量の確保策

精神障害者各々の個別のニーズや、地域の実情に応じて、退院後の支援体制の維持に努めます。

7. 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のため、次に関する見込みを設定します。

区分	内容
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相 談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援 件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回 数の見込みをそれぞれ設定します。

(1)総合的・専門的な相談支援

■実績と見込み量

- 0			実績			見込み	
区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
総合的・専門的な相談 支援	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

総合的・専門的な相談支援の実施のため、相談支援専門員の確保に努めているところですが、令和6(2024)年 I 月より相談支援事業の委託先を I か所増やし、令和8(2026)年度末までに基幹相談支援センターの設置をめざします。さらに、基幹相談支援センターを中心として、障害のある人一人ひとりに応じて、切れ目のない包括的な支援体制の整備をめざします。

(2)地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

			実績	見込み			
区分	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
地域の相談支援事業者 に対する訪問等による 専門的な指導・助言	件	-	2	1	-	-	ı
地域の相談支援事業者 の人材育成の支援	件	1	1	1	1	1	1
地域の相談機関との連 携強化の取組の実施	回	0	0	1	1	1	1

■見込み量の確保策

市内の一般相談支援事業所、特定相談支援事業所等の連携を強化し、専門的な指導・助言を行うことを目的とした定期的な連絡会を開催するとともに、連絡会の場などを活用して研修を実施することで、相談支援専門員のスキルアップを図ります。また、3市 I 町自立支援協議会、一般・特定相談支援事業所、社会福祉協議会と連携しつつ当該連絡会で協議を行い、基幹相談支援センター設置に向け、実情に応じた、相談支援体制の充実・強化に向けた取組を実施します。

8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員 の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

区分	内容
障害福祉サービス等に係る各種研 修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修 への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システ ムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

			実績			見込み		
区分	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
県が実施する障害福祉サ ービス等に係る研修その 他の研修への職員の参加 人数	人	0	3	6	6	6	6	

■見込み量の確保策

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員 の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込み量

			実績 見込み				
区分	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
審査結果を分析してその 結果を活用し、事業所や 関係自治体等と共有する 体制	有無	有	有	有	有	有	有
事業所や関係自治体等と 共有の実施回数	回	I	I	3	3	3	3

■見込み量の確保策

障害者自立支援審査支払等システムによる審査基準の厳格化は以前から取り組み、サービスの質の向上に努めています。また、定期的に関係自治体等と審査結果の共有をする場を設けています。

引き続き、事業所と結果を共有する場を設けて、より質の高いサービスが提供されるように取り組みます。

9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本市では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

■大和高田市が実施する地域生活支援事業

	区	分			事業							
				理解促進研修・	啓発事業							
				自発的活動支援事業								
				相談支援事業	相談支援事業							
				成年後見制度利	成年後見制度利用支援事業							
.W.	冱	車	業	成年後見制度法人後見支援事業								
必	必須事業		未	意思疎通支援事業								
			日常生活用具給付等事業									
				手話奉仕員養成研修事業								
				移動支援事業								
				地域活動支援セ	ンター(機能強化事業を含む)							
任	意	事	業	日常生活支援	日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 生活支援事業							
	意 事 業 社会参加支援		社会参加支援	スポーツ・レクリエーション活動事業 自動車運転免許取得・改造助成事業								

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

			実績			見込み	
区分	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

■見込み量の確保策

引き続き、必要に応じて、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

			実績			見込み	
区分	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■見込み量の確保策

近隣市町村と合同で精神障害者家族教室運営負担金を支出する等、引き続き、障害のある人が自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込み量

			実績見込み				
区分	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
障害者相談支援事業	か所	ω	3	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	0	0	0	0	0	0
基幹相談支援センター 等強化事業	実施の有無	0	0	I	I	I	1

■見込み量の確保策

市内の一般相談支援事業所、特定相談支援事業所等の連携を強化し、専門的な指導・助言を行うことを目的とした定期的な連絡会を開催します。また、3市 I 町自立支援協議会、一般・特定相談支援事業所、社会福祉協議会と連携しつつ当該連絡会で協議を行い、基幹相談支援センター設置に向け、実情に応じた、相談支援体制の充実・強化に向けた取組を実施します。(7(2)に同じ)。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後 見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

			実績			見込み	
区分	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
成年後見制度利用支 援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携をとりつつ、判断能力に不安がある障害者が自立した生活を安心して送ることができるよう、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の 活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

			実績		見込み		
区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
成年後見制度法人後 見支援事業	件/年	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

■見込み量の確保策

当該事業については、奈良県社会福祉協議会が類似の事業を実施しているため、本市では社会福祉法人等へ、研修等への積極的な参加を呼びかけるとともに、庁内の関係課とも連携して事業実施に向けた体制づくりを進めます。

(6) 意思疎诵支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある 障害のある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通 の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分			実績		見込み			
	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
手話通訳者派遣事業	年間 延派遣回数	410	359	336	350	365	379	
要約筆記者派遣事業	年間 延派遣回数	0	4	8	8	8	8	
専任手話通訳者設置 事業	人	1	1	1	1	1	1	

■見込み量の確保策

手話通訳者、要約筆記者等の技術及び知識の向上を目的とした研修の開催、手話奉仕員の養成講座の社会福祉協議会への委託、県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図ることにより、意思疎通支援が必要な方への支援の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分			実績		見込み			
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護・訓練支援用具	件/年	2	9	4	3	3	3	
自立生活支援用具	件/年	0	16	5	4	4	4	
在宅療養等支援用具	件/年	10	4	5	4	4	4	
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	5	4	3	3	3	
排泄管理支援用具	件/年	2,008	1,973	2,000	2,021	2,043	2,064	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	I	3	4	4	4	

■見込み量の確保策

障害者が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障害の特性に応じた適切な日常生活用具の給付または貸与に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

■実績と見込み量

区分	単位		実績		見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成研 修事業	受講人数	16	18	24	25	26	26

■見込み量の確保策

令和2 (2020) 年度から、別々の講座であった入門講座と基礎講座を、一貫して行えるようスケジュールの見直しを行いました。引き続き、聴覚障害のある方との交流活動の促進が期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行い、支援を必要とする方に適切な支援が届くように努めます。

(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出支援を行うことにより、地域における 自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位		実績		見込み			
		令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
移動支援事業	人/年	852	895	895	917	938	960	
	時間/年	9,967	10,241	10,241	10,375	10,493	10,616	

■見込み量の確保策

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、移動支援サービスの確保を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

障害のある人が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

			実績		見込み				
区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
地域活動支援	か所	1	1	1	1	1	Ι		
センター	人/日	17(14)	17(14)	17(14)	17(15)	17(15)	17(16)		

■見込み量の確保策

引き続き、障害のある人の社会との交流を促進するために、地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。

【任意事業】

(1) 日常生活支援

① 福祉ホーム事業

住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な 支援を行います。

■実績と見込み量

区分			実績		見込み			
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
福祉ホーム事業	か所	1	I	1	1	1	I	
	人/月	1	I	1	1	1	l	

■見込み量の確保策

引き続き、現状のサービスを維持することに努めます。

② 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

■実績と見込み量

区分			実績		見込み			
	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度	
訪問入浴サービス 事業	か所	4	4	4	4	4	4	
	人/月	7	8	8	8	8	8	

■見込み量の確保策

引き続き、現状のサービスを維持することに努めます。

③ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的 に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分			実績		見込み			
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
	か所	24	22	21	22	22	23	
日中一時支援事業	延利用者 数	292	299	300	304	308	312	

■見込み量の確保策

障害のある人の社会参加に必要な事業のため、現状のサービスを維持することに努めます。

(2) その他の任意事業

その他の任意事業として、次の事業を実施しています。

■実績と見込み量

				実績		見込み			
区分			令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	
	声の広報等発行事業	利用者数	210	182	174	158	141	131	
社会参加	朗読奉仕員養成事業	利用者数	0	0	0	0	0	1	
促進事業	芸術講座開催等事業	利用者数	255	432	680	821	850	850	
生活訓練事業 (療育教室)		利用者数	無	無	無	無	無	無	

■見込み量の確保策

「声の広報等発行事業」については希望者への録音テープ等の配布に加え、広く市民の 方が利用できるよう市ホームページでの音声データの掲載を開始しています。

他の事業についても障害のある人の社会参加に必要な事業のため、現状のサービスを維持することに努めます。

第6章 障害児支援の見込みと確保策

障害児支援を行うには、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害児の成長段階に応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害児が障害児支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

本市では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障害児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

1. 障害児通所支援、障害児相談支援等

区分	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活 への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活 への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との 交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生 活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、 日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な 情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコー ディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコ ーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み量

区分			実績			見込み	
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
D + 30.1+ 15	人/月	121	218	148	163	178	185
児童発達支援 	人日/月	764	884	949	1,083	1,224	1,315
医泰利旧辛及法士经	人/月	0	_	2	2	3	3
医療型児童発達支援 	人日/月	0		24	22	29	27
放課後等デイサービス	人/月	190	207	224	247	270	280
放床後寺ナイリーに入	人日/月	1,864	١,980	2,292	2,552	2,817	2,949
保育所等訪問支援	回数/年	22	31	13	16	16	16
居宅訪問型児童発達 支援	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	46	47	57	63	70	71
医療的ケア等を必要 とする障害児に対す る関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置	人	0	0	0	1	1	I

■見込み量の確保策

放課後等デイサービス、障害児相談支援については増加傾向にあるため、事業所等と連携して、ニーズに応じた施設整備や受け入れ体制の充実を図っていきます。

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 (2018) 年4月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていないことから、引き続き、各事業所に対して提供体制の整備を促します。

医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については本計画期間内に | 名配置することをめざします。

2. 子ども・子育て支援

本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実をめざして「子ども・子育て支援事業計画」 を策定しています。

障害児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童ホーム)等における、障害児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められているため、その見込み量を次のように設定します。

■実績と見込み量

	単位	実績			見込み		
区分		令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
保育所、幼稚園、認定 こども園	人	実施	実施	実施	実施	実施	実施
放課後児童健全育成事業	人	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■見込み量の確保策

保育所、幼稚園、認定こども園の受け入れ対象となる児童は、集団保育が可能かつ日々通 所できる児童であり、放課後児童クラブの受け入れ対象となる児童は、集団活動が可能な 児童としています。対象となる児童の受け入れ体制の維持・充実を図っていきます。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画目標の達成に向け、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、企業等の地域ネットワーク(地域自立支援協議会等)の構築、強化を進めます。

特に、就労支援については福祉と雇用、教育との連携が重要であり、関係機関が一体となった総合的な取組を進めます。

(1) 住民参加の推進

障害者及び障害者団体などの要望・意見を把握し、住民・ボランティア・関係団体などとも協働して、効果的な計画の実施に取り組みます。

(2) 庁内における計画の推進体制

本計画の着実な実施に向け、他の部門別計画などの整合性を図るとともに、福祉部門と保 健部門等の庁内関係部門との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

(3)関係機関との連携

障害者に関する施策について、国・県及び近隣市町村との連携のもと、総合的かつ効果的な実施を図ります。

(4) 地域自立支援協議会との連携

中和地区 3 市 I 町障害者自立支援協議会と連携を図りながら、地域における障害のある人 等への支援体制に関する情報の共有や関係機関との連携強化に努めるとともに、地域の実情 に応じた体制づくりに取り組み、計画を推進していきます。

2. 計画の進捗管理と評価

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を 行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること (PDCAサイクル)とされています。

そのため、本計画では、PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況などについて、少なくとも年 | 回は実績を把握していきます。その際、必要がある場合は、計画の変更や事業の見直し等を行います。

【PDCAサイクルとは】

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスの順に実施していくものです。

◆障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ

基本指針

・障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス 提供体制に関する見込量の見込み方の提示

計画(Plan)





■「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

改善(Act)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施。

実行 (Do)

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。



評価 (Check)

- ■成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- ■中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。
- ■活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を 行うことが望ましい。
- ※「障害福祉計画策定に係る実態調査およびPDCAサイクルに関するマニュアル(改訂版)」抜粋

1. 大和高田市障害者福祉基本計画等意見交換会設置要綱

平成 20 年 10 月 31 日告示第 92 号 題名改正 [平成 26 年告示 22 号]

(設置)

- 第 | 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 | | 条第 3 項の規定に基づく大和高田市障害者福祉基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 | 17 年法律第 | 123 号)第 88 条の規定に基づく大和高田市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定に向けて、障害者その他関係者の意見を求めるため、大和高田市障害者福祉基本計画等意見交換会(以下「意見交換会」という。)を設置する。
 - 一部改正 [平成 23 年告示 106 号 · 25 年 26 号 · 26 年 22 号]

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、計画の策定に関して意見を述べるものとする。

全部改正[平成26年告示22号]

(組織)

- 第3条 意見交換会は、委員20人以内をもって組織する。
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 町総代連合会が推薦する者
 - (2) 障害者団体が推薦する者
 - (3) 福祉団体が推薦する者
 - (4) 関係行政機関が推薦する者
 - (5) 学識経験を有する者
 - 一部改正 [平成 26 年告示 22 号]

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了までとする。ただし、委員が欠けた場合の補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 意見交換会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、意見交換会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 一部改正 [平成 26 年告示 22 号]

(会議)

- 第6条 意見交換会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集 する会議は、市長が招集する。
 - 2 意見交換会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 意見交換会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 一部改正 [平成 26 年告示 22 号]

(関係者の出席等)

- 第7条 意見交換会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
 - 一部改正 [平成 26 年告示 22 号]

(庶務)

第8条 意見交換会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

一部改正 [平成 26 年告示 22 号]

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

一部改正 [平成 26 年告示 22 号]

附 則

(施行期日)

I この要綱は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市 長が招集する。

附 則(平成23年10月5日告示第106号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月31日告示第26号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 1 9 日告示第 22 号)

この告示は、告示の日から施行する。

2. 大和高田市障害者計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

選出範囲	所属	氏 名	備考
学識経験を有する者	大和高田市医師会	酒本 將稔	会長
町総代連合会が推薦する者	大和高田市町総代連合会	堂前 圭司	
福祉団体が推薦する者	大和高田市民生児童委員協議会 連合会	新森 和男	
障害者団体が推薦する者	大和高田市手をつなぐ育成会	西峯 靜代	
	大和高田市視覚障害者協会	木村 和子	
	大和高田市聴力障害者協会	長谷川 芳弘	
	葛城精神障害者家族会 「すみれ会」	植田 千枝子	
	大和高田市肢体不自由児(者) 父母の会	吉良 万里子	
学識経験を有する者	大和高田市校長会	藤 井 和 弘 (浮孔小)	
関係行政機関が推薦する者	大和高田市 福祉部 部長	高島 悟	副会長

3. 策定の経緯

年月日		内容
令和5年	10月2日	第 I 回 大和高田市障害福祉計画等 意見交換会 (I) 計画策定の趣旨及び概要 (2) 当市の障害福祉の現状について (3) 今後の進め方
	10月16日	「計画策定のためのアンケート」の実施 (~10月23日まで)
	2月2 日	第2回 大和高田市障害福祉計画等 意見交換会 (I)素案について
令和6年	I月I0日 ~ 3I日	パブリックコメント実施
	2月27日	第3回 大和高田市障害福祉計画等 意見交換会 (I)案について

大和高田市

第7期障害福祉計画·第3期障害児福祉計画

発行・編集:大和高田市

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4 Tel 0745-22-1101(代) Fax 0745-43-8468 URL http://www.city.yamatotakada.nara.jp

発行年月:令和6(2024)年3月